

## 三州瓦屋根工事奨励補助金制度の取扱（Q&A）について

平成22年1月1日現在

### 【1】 Q・・・ 住宅とは ？

A・・・ 高浜市内に申請者が自ら居住するための家を新築する場合（店舗と居住が併用となっている場合は居住部分が対象）や高浜市内に申請者が自ら居住するための建売新築物件を購入する場合（建築主が事前に三州瓦屋根工事指定通知を受けていることが条件となります）等。

### 【2】 Q・・・ 屋根瓦の補修・改修工事は、補助対象となるか ？

A・・・ 高浜市内に居住している方が自ら居住している住宅の屋根を全て三州瓦に葺き替える場合が対象です。従って、屋根瓦の部分葺き替え（補修・改修）のみの場合では補助対象となりません。ただし、高浜市内に居住している方が自ら居住している部分を増築又は改築する際に屋根瓦を葺き替える場合はその部分の屋根面積が対象となります。

### 【3】 Q・・・ 三州瓦とは ？

A・・・ 高浜市内に本店又は本店に準ずると認められる事業所を有する者の事業所において生産された瓦。（対象となる瓦か否か分からない場合は、瓦を選ばれた後に製造業者名を問合せ先で確認してください。）

### 【4】 Q・・・ ガイドライン工法とは ？

A・・・ 平成13年に独立行政法人建築研究所が監修した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」です。（ガイドライン工法については、社団法人全日本瓦工事業連盟のホームページ（平成21年12月21日現在）でご覧になれます。）

社団法人全日本瓦工事業連盟のホームページ <http://www.yane.or.jp/index.html>

瓦屋根標準設計・施工ガイドラインのページ <http://www.yane.or.jp/info/pdf/guideline.pdf>

### 【5】 Q・・・ 住宅用太陽光発電システムを設置すると補助金がもらえるの ？

A・・・ 高浜市内に居住している方が自ら居住している住宅の既存の屋根に設置するだけではこの補助金の対象となりません。高浜市内に申請者が自ら居住するための家を新築する場合、又は高浜市内に居住している方が自ら居住している住宅の屋根瓦を全面葺き替えする場合と同時に住宅用太陽光発電システムを設置した場合だけです。

### 【6】 Q・・・ 指定申請書の提出はいつまでか ？

A・・・ 瓦屋根工事施工現場に三州瓦が納品された時に、速やかに提出書類を整えて、高浜市役所地域産業グループへ提出してください。

【表面（前頁）より】

【7】 Q・・ 計画変更等承認申請書は、どのような場合に提出するか ？

A・・ 工事の指定を受けた申請者の方が、【6】の指定申請で提出した時の書類の内容に変更（施工面積等）が生じた時やその内容に対する停止（工事の中断等）又は廃止（取下げ）することとなった時に、高浜市役所地域産業グループへ速やかに提出してください。

【8】 Q・・ 屋根工事とは、屋根の小屋組もはいるか ？

A・・ 防水シートから上の部分を屋根工事とする。従って、野地板、小屋組、谷樋については建築工事であるため、補助対象となりません。

【9】 Q・・ 増・改築の場合、瓦の撤去費用が生じるが、補助対象となるか ？

A・・ 撤去費用は、補助対象となりません。

【10】 Q・・ 補助金額の算定方法は ？

A・・ 瓦の種類が和型で屋根工事費が999,000円の新築住宅に住宅用太陽光発電システム（3.5Kw）を屋根工事と同時に設置した場合の例

ア 瓦に対する補助額  $999,000円 \times 25\% = 249,750円$

イ 太陽光に対する額  $3.5キロワット \times 50,000円 / Kw = 175,000円$

ア+イ = 424,750円となりますが、補助金額の算定は千円未満を切捨てるので424,000円となります。

【11】 Q・・ 三州瓦を使用した門・塀等の補助は、住宅の新築に付随するものであれば、瓦使用部分の工事は対象となるが、増・改築に付随する門・塀等の工事についても補助対象となるか ？

A・・ 補助対象となります。門・塀等の単独工事は、補助対象になりません。

【問合せ先 市役所 地域産業グループ TEL0566-52-1111 内線272】